



広告収入の活用で便利帳を発行！

3月20日（金曜日）、杉並区と株式会社サイネックス（本社：大阪市）との間で、くらしの便利帳の共同発行に関する協定を締結しました。この協定をもとに、事業者が広告を募集し、くらしの便利帳を全世帯（32万世帯）にポストイングするとともに、2年間分の転入者配布用（6万部）の発行に要する経費を広告収入でまかなうもので、配布は27年10月を予定しています。また、この協定による経費削減効果は、7,400万円ほどを見込んでいます。

杉並区くらしの便利帳は、区民向けに施設や事業の紹介するもので、最新のものは平成23年秋に全戸配布しています。発行から3年以上が経過し、この間に区民事務所の改編や保育施設の新設などが行われたほか、平成27年4月には区議会議員選挙も実施されることから、27年秋にくらしの便利帳を全戸配布することを検討してきました。

一方、杉並区行財政改革推進計画の中では、広告収入の確保の取組の一つとして、くらしの便利帳も位置付けられていました。これまでも、広告を掲載することで、発行経費の軽減を行ってきましたが、平成26年11月に、区の広告に関する方針（民間等への広告媒体提供についての基本方針）を見直し、一定の規模の印刷物等を広告媒体として活用することが示されました。

くらしの便利帳は、この基本方針の広告媒体の対象となるため、最も広告媒体として活用できる手法を調査検討し、多くの自治体で広告を活用して、便利帳を共同発行している同社と協定を締結することとしました。

○ 協定書の名称

杉並区「くらしの便利帳」の共同発行に関する協定書

○ 協定の相手方

株式会社サイネックス 代表取締役社長 村田 吉優
大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目6番13号

○ 協定の主な内容

- ・くらしの便利帳を広告媒体として活用し、印刷製本および全戸配布の経費のすべてを広告収入でまかなうこと。
- ・広告募集等の営業は、事業者が行うこと。
- ・広告の掲載期間は、2年間とすること。
- ・区が地域団体や企業等に対して、協力要請を行うこと。

○ 削減経費 7,400万円余

平成23年の便利帳・地図の全戸配布と、それ以降の転入者用の便利帳・地図の発行に関わる経費をもとに算出。